基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十月二十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十四年十一月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十四年十月十二日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目五番七号
フォートラベル株式会社
代表取締役社長　井上　英樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十四年十月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を六十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十四年十月十二日

佐賀県三養基郡基山町大字長野二三〇番地
サンポー食品株式会社
代表取締役　大石　忠徳

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十二日

東京都府中市南町五丁目三八番地三二
ミナミ株式会社
代表取締役　田畑　寛

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十二日

東京都中野区丸山二丁目一番一一号
日置株式会社
代表取締役　日置　尚弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十二日

東京都豊島区巣鴨一丁目八番三号
吉野石膏販売株式会社
代表取締役　石黒　増夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十二日

愛知県北名古屋市沖村岡一番地
三洋機工商事株式会社
代表取締役　堀場　馨太

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年十一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年十月十二日

大阪府池田市城南二丁目一番一一号
ハイ・ブレーン株式会社
代表取締役社長　森　純也

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月十三日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月十二日

兵庫県神崎郡福崎町西田原一一四二番地二
山本製箸株式会社
代表取締役　山本英次郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十一月十四日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十月十二日

香川県丸亀市土器町東五丁目一九番地
大長産業株式会社
代表取締役　久保眞貴子

限定承認公告

本籍埼玉県桶川市寿二丁目一三二二番地三、最後の住所埼玉県鴻巣市東一―八―八
被相続人　亡　井上　武

右被相続人は平成二十四年六月十五日死亡し、その相続人は平成二十四年九月二十一日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日

埼玉県鴻巣市東一―八―八
相続財産管理人　井上由美子

限定承認公告

本籍長野県木曽郡木曽町福島五〇七四番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　樋口　芳美

右被相続人は平成二十四年四月十六日夜頃死亡し、その相続人は平成二十四年九月二十四日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日

長野県木曽郡木曽町福島五〇七四番地
限定承認者　樋口　順一

限定承認公告

本籍京都市左京区北白川久保田町四〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　西村　邦夫

右被相続人は平成二十四年五月下旬頃死亡し、その相続人は平成二十四年九月二十七日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十二日

京都市左京区北白川下別当町六六
相続財産管理人　西村　高子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を四十四億円減少し七億四千九百万円とし、発行済優先出資総口数十万二千九百八十口のうち八万八千口（但し、第一号優先出資につき四万四千八百八十口、第二号優先出資につき四万三千百二十口）を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を四十四億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十四年七月三十一日付官報の号外第一六五号一一四頁に掲載されています。

平成二十四年十月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号
武蔵桜特定目的会社
取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額百一億七千四百三十五万円を四億四千九百八十五万円減少し、発行済優先出資総口数二十万三千四百八十七口を一口に対して金五万円をもって八千九百九十七口有償消却し、消却に要する額を四億四千九百八十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十四年十一月十三日であり、社員総会の決議は、平成二十四年十月十二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=39081585

平成二十四年十月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
セレグナ・リテール・ファンド特定目的会社
取締役　安藤　隆夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三〇	上	一八	終りから行頭を一字下げる	

平成二十四年九月二十八日（号外第二百十一号）公布内閣府令第六十四号（企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令）（印刷誤り）

平成二十四年七月二十七日公布総務省令第七十五号（電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）

二ページ一段一六行目の「指定較正機関」は「指定較正機関」の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十二日付第二三号一

二八ページ●同日付政府調達第一九五号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）